

## 住民監査請求に係る監査の結果について

### 第1 監査の請求

#### 1 請求の受付

平成25年3月6日に、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第242条第1項の規定に基づく兵庫県職員措置請求書（以下「請求書」という。）が、Aから提出された。

#### 2 請求の概要

請求書及び請求書に添付された事実を証する書面（以下「事実証明書」という。）に基づき、本件措置請求の要旨を、おおむね次のとおりと解した。

##### (1) 請求の要旨

###### ア 請求理由

- (ア) 武庫之荘北会館管理運営委員会（以下「委員会」という。）が平成19年10月1日に提出した県民交流広場事業に係る事業計画承認申請書には、主に次の虚偽事項が記載されている。
  - a 武庫東自治会が委員会を発足させたと記載されているが、委員会の運営は同自治会での決定を経ずに行われているものである。
  - b 当該事業計画承認申請書において、県民交流広場事業で活用することとされる武庫之荘北会館（以下「会館」という。）の管理運営について、尼崎市と武庫東自治会が委託契約を締結している旨の記載があるが、そのような事実はない。
- (イ) 県民交流広場事業活動補助事業に係る事業内容報告書に、一部領収書の添付のないものがあること、出演していないと思われる出演者の領収書があること及び代筆の領収書などが添付されていることなどから、委員会の虚偽報告や不正経理がうかがわれる。
- (ロ) 会館の使用料収入を含めた委員会全体の収支決算書について明らかになっておらず、県が委員会に報告を求めるべきである。

###### イ 求める措置の内容

委員会に対して、虚偽の申請や報告を正しく報告させ、不正な経理があれば正し、返還させる必要のあるものは返還させるよう措置すること。

また、委員会全体の収支決算書の提出を求め、これを県が公開するように措置すること。

##### (2) 事実証明書

本件措置請求の要旨に係る事実証明書として、別記1の文書が提出された。

#### 3 請求の受理

本件措置請求について、自治法第242条所定の要件を具備していると認め、平成25年3月6日（請求書提出日）付けで受理した。

### 第2 証拠の提出及び陳述

#### 1 請求人の陳述

平成25年3月28日に、請求人に対して証拠の提出及び陳述の機会を設けたところ（自治法第242条第6項）、請求人からおおむね次のとおり陳述があり、新たな証拠として別記2の文書が提出された。

- (1) 会館を活用し県民交流広場事業を行うため、委員会は平成19年度に県に事業計画承認申請をしている。しかしながら、この申請では、武庫東自治会が会館を管理運営する契約を尼崎市と行っていると記載しているが、同市は武庫東福祉協会とこの契約をしているのであって、同自治会は

同市と契約していない。また、委員会を武庫東自治会で組織したことになっているが、同自治会の議決を得ていない。さらに、委員会の規約では、同自治会の役員が委員会の役員に就任するということになっているが、平成21年から平成23年までには同自治会の役員交替があったにもかかわらず、委員会の役員変更はない。このようにこの申請は、全くでたらめなものである。

- (2) 実績報告では、敬老会のプログラムにない演目について委員会が支払っているとしている領収書がある。また、電器店に対する支払では、業者自身が作成し、会社印と通し番号のある領収書もあれば、代筆がうかがわれる手書きの領収書もある。さらに、幼稚園に対する出演料では印鑑や筆跡が以前の領収書と違うし、酒食がある新年会で日曜日に幼稚園児が来るのかというように、若干理解ができないようなこととなっている。そういうことは、阪神南県民局（以下「県民局」という。）がもう少し確認する必要があるのではないかと思う。
- (3) 県が推進している地域コミュニティに対する取組ということであれば、武庫東自治会の会員だけではなくて、武庫第9社会福祉連絡協議会に入っている武庫庄や友行といった地域の人も利用できるような事業に補助金が執行されるべきではなかったらと思う。つまり、会館の管理運営が偏ったものとなっている。

## 2 執行機関の陳述の要旨

平成25年3月28日に、企画県民部及び県民局の陳述を実施したところ（自治法第242条第7項）、おおむね次のとおり陳述があった。

- (1) 県民交流広場事業は、地域コミュニティの課題解決や地域自治の向上に向けた活動、生活の豊かさや生きがいづくりにつながるような自立的・自発的な取組を支援する事業である。具体的には、県民が、地域で様々な地域づくり活動に取り組むための場の整備や活動に要する経費を助成するものである。
- (2) 委員会は、武庫第9社会福祉連絡協議会の活動区域（武庫之荘5丁目から8丁目まで及び9丁目の一部並びに武庫之荘本町1丁目から3丁目まで。約1,600世帯、約6,300人が居住）における県民交流広場事業の運営主体として、武庫第9社会福祉連絡協議会の組織・団体を構成員として、平成18年7月に発足している。委員会の県民交流広場事業としては、平成19年度に会館を活動拠点として改修するとともに、防犯活動や高齢者ふれあい事業、作品展、文化祭などの事業を実施しているところである。
- (3) 委員会の実態調査及び資格審査については、事業の採択及び運営の手順を定めた要綱等を踏まえ、まず尼崎市武庫支所において委員会へのヒアリングを実施するとともに、社会福祉協議会など尼崎市武庫地区の16の地域活動団体の代表で構成する市民運動武庫地区推進協議会において、委員会から設立趣旨や提案発表を受け、委員会の実態調査及び資格審査を行った。そして、尼崎市は、その審査結果等を踏まえ、会館の改修整備や交流活動の実施を内容とする委員会の事業計画について適正である旨の推薦書を付して、平成19年8月27日に県民局に事業計画書を提出している。

県民局は、尼崎市の当該推薦書の内容を確認するとともに、平成19年9月28日に行われた公開の提案発表会での県民交流広場・阪神南推進委員会の審査を経たうえで事業採択したところである。

- (4) 県民局では、毎年4月の基金運営実績の確認に当たっては、事業内容報告書の提出とともに、関係する領収書の原本又は写しを持参することを求めており、事業内容報告書と通帳を照合し、適正であることを確認している。また、施設整備については、会館において現地調査を実施し、出納帳、通帳、領収書など支出状況が把握できる書類を確認し、個々の領収書については、日付、購入品などを確認している。

- (5) 委員会全体の収支決算書については、基金運営実績報告書で、事業計画に掲げてある事業が実施されているかなど補助金を原資とする基金の支出内容を確認することとしており、適正に執行されていることを確認している。

### 第3 監査の対象

#### 1 監査の対象とした事項

請求書及び事実証明書に基づき、平成23年度の委員会に対する県民交流広場事業に係る補助金の支出を監査の対象事項とした。

#### 2 監査の対象としなかった事項及びその理由

住民監査請求は、正当な理由がある場合を除き、財務会計上の行為があった日又は終わった日から1年を経過したときは、これをすることができないものとされている(自治法第242条第2項)。

平成19年度から平成22年度までの間の委員会に対する補助金の支出については、本件措置請求が行われた日(平成25年3月6日)がその支出のあった日から1年以上経過しており、かつ、1年以上経過していることについて正当な理由があるとは認められないため、監査の対象事項としなかった。

### 第4 監査の結果

本件措置請求について、監査の結果を合議により次のとおり決定した。

本件措置請求については理由のないものと判断する。

以下、請求書、事実証明書、請求人の陳述、執行機関の陳述、企画県民部及び県民局に対する実地調査(平成25年4月4日実施)並びに関係人(尼崎市及び電器店)に対する実地調査(尼崎市分は同日、電器店分は同月15日に実施)により認定した事実並びにそれに対する判断について述べる。

#### 1 認定した事実

- (1) 県民交流広場事業活動補助に係る事業は、要綱等(「兵庫県企画県民部補助金交付要綱」及び「県民交流広場事業に係る整備・活動補助及び市町推進委員会運営等補助事務処理要領」をいう。以下同じ。)に基づき、次のとおり実施することとされている。

ア 補助の対象となる者は、地域推進委員会とされており、地域推進委員会は、自治会、婦人会、老人クラブ、子供会等地域団体が参画した連合組織等で、要綱等に定める要件を満たす必要がある。

イ 補助の対象となる経費は、地域推進委員会が県民交流広場を拠点とする持続的な地域づくり活動のきっかけや基盤づくりにつながる活動を展開するための基金造成に要する原資とされている。

ウ 事業の実施に当たり、地域推進委員会は、その内容について、あらかじめ事業計画を作成し、県の承認を受けなければならない。そして、県は、承認に当たり、地域推進委員会が作成する事業計画書と市町が作成する意見書の提出を受け、公開の場で行う提案発表会での審査を経て、決定を行うこととされている。

エ 地域推進委員会は、事業計画書に基づき、実施年度ごとに、県の補助金により造成された基金を取り崩して事業を実施する。

- (2) 委員会の県民交流広場事業活動補助に係る事業計画は、平成19年度に、次のとおり承認された。
- ア 委員会は、武庫第9社会福祉連絡協議会の地域で活動する自治会等の団体により構成され、地域住民のコミュニティ拠点として、会館を整備拡充し、文化、福祉等の交流を通じて潤いのある生活と明るい地域社会の基盤づくりの拠点に資することを目的に設立された。
- イ 委員会は、上記アの地域で実施する事業について、事業計画書を作成し、平成19年7月20日付けで、尼崎市に提出した。
- ウ 尼崎市は、同市武庫支所に設置され、地域団体代表者等で構成される市民運動武庫地区推進協議会において、平成19年8月2日及び21日に上記イの事業計画書の審査を行った。そして、同市は、当該審査の結果を踏まえ、同年8月27日付けで、委員会の事業が同市のコミュニティ施策と整合性が図られたものであること及び委員会のメンバーが積極的に地域のコミュニティ活動に参画していること等を記載した推薦書を添付して、委員会の事業計画書を県民局に提出した。
- エ 県民局は、平成19年9月28日に、委員会に対する公開の提案発表会を行い、県民局に置かれる広域推進委員会である県民交流広場・阪神南推進委員会による審査を実施した。
- 県民局は、同年10月1日付けで、武庫第9地域という名称で委員会の事業実施地域を選定し、事業計画を承認した。
- オ 上記エの事業計画は、県民交流広場事業活動補助事業にあつては平成19年度から平成23年度までの間の会館を拠点とした地域活動等を対象事業とし、県民交流広場事業整備補助事業にあつては平成19年度の会館の改修及びプレハブ収納庫の整備並びに平成20年度の会館の備品購入を対象事業としていた。
- カ 会館は、土地及び建物のいずれも尼崎市が所有するものであり、平成16年度から平成20年度までの間にあつては武庫東自治会が、平成21年度から平成26年度までの間にあつては武庫第9社会福祉連絡協議会が同市から無償で借り受けている（なお、武庫東自治会については、会館の使用貸借に係る契約書上「武庫東福祉協会」と表記されているが、これは武庫東自治会の尼崎市の側の呼称であつて、同一団体であると認められる。）が、会館を借り受けている団体は、委員会の構成員あるいは構成員が組織する団体であるため、委員会は会館を県民交流広場事業に利用することができた。また、会館の施設使用料は、会館を借り受けている団体が収入するものであり、委員会が直接収入するものではなかった。
- (3) 委員会は、平成23年度の県民交流広場事業活動補助に係る事業として、事業計画を踏まえ、高齢者と子供の集い、子育て広場、文芸作品展示などの地域ふれあい事業を実施した。県民局は、委員会から事業内容報告書の提出があつた際に、全ての事業について添付された領収書、関係書類の写し、委員会へのヒアリングなどにより、その事業内容及び活動費用の支払等が適切に行われていることを確認している。
- 請求人が具体的に問題とする事業内容は、次のとおり確認した。
- ア 出演していないと思われる者がいるとの指摘に関しては平成23年9月11日に開催された地域老人敬老祝賀会並びに平成24年1月14日及び15日に開催された新年演芸会（以下「敬老祝賀会等」という。）の出演者は、いずれも委員会が県民交流広場事業の事業内容報告に添付した領収書で出演料の領収者として記載された団体等が出演していた。これらのことは、委員会が撮影した写真等と敬老祝賀会等に出席した尼崎市武庫支所が撮影した写真により確認している。
- イ 領収書が電器店所定のものではないことを問題とする敬老祝賀会等の音響管理については、敬老祝賀会等の参加者数が100名を超え、会館の音響機器を別会場に運び込んで使用することとなり、委員会において音響機器の運搬から設置、操作、撤収に至る音響管理を行うことが

困難であったため、電器店の従業員による音響管理が必要となった。このため、委員会が電器店に依頼し、電器店の従業員がその業務に従事したものである。電器店の従業員が業務に従事したことは電器店の業務日誌等によって確認でき、当該従業員からの聞き取りによって委員会が電器店の従業員に支払を行ったことを確認した。

## 2 判断

- (1) 請求人は、委員会が提出した県民交流広場事業の事業計画申請書に、委員会の発足及び会館の管理運営について虚偽の事項が記載されていると主張し、委員会が県民交流広場事業の事業主体にふさわしくない団体であると主張していると解される。

しかし、委員会の発足及び会館の管理運営に係る事項については、上記 1 (2) のとおり、委員会の発足の時点において会館を所有し、地域のコミュニティ活動を所管する尼崎市の推薦意見を踏まえ、県民局が所定の手続を経て認定していること、委員会は会館を活動の拠点として利用することができる状態にあったこと、また、上記 1 (3) のとおり平成 23 年度の時点でも引き続き県民交流広場事業を行っていることが認められることから、委員会が県民交流広場事業の事業主体にふさわしくない団体であるとは認められない。

- (2) 請求人は、県民交流広場事業活動補助事業に係る事業内容報告書に、一部領収書の添付のないものがあること、出演していないと思われる出演者の領収書があること、また代筆の領収書などが添付されていることから、委員会の虚偽報告や不正経理がうかがわれると主張している。

しかし、監査の対象とした平成 23 年度分の委員会に対する補助金に係る事業については、委員会、支出の相手方及び尼崎市に確認したところ、上記 1 (3) のとおり全て領収書が添付されていること、敬老祝賀会等の出演者については、上記 1 (3) アのとおり領収書に領収者として記載された団体等が出演していること、また、敬老祝賀会等の音響管理に係る支払は、上記 1 (3) イのとおり、音響管理に従事した者に対して支払われていることから、請求人が主張する虚偽報告や不正経理があったとは認められない。

なお、県民局においては、県民交流広場事業の補助金の執行に係る支払の確認について十分留意願いたい。

- (3) 請求人は、会館の使用料収入を含めた委員会全体の収支決算書について明らかにされていないことから、県が委員会全体の収支決算書について報告を求めるべきであると主張している。

しかし、そもそも会館の使用料は上記 1 (2) カのとおり、委員会とは別の団体である武庫東自治会又は武庫第 9 社会福祉連絡協議会が収入することになっており、また、委員会が実施する県民交流広場事業の財源にもされていないことから、県が会館の使用料収入を含めた委員会全体の収支決算書について、報告を受ける必要があるとは認められない。

以上のとおり、委員会に対して必要な措置を講じることを求める、とする本件措置請求には理由がないものと判断する。

## 別記 1

- 1 公文書部分公開決定通知書
- 2 平成19年度事業計画承認申請書
- 3 平成19年度県民交流広場事業計画書
- 4 土地・建物使用貸借契約書
- 5 「いまこそ、『福祉協会』（自治会）の出番です！」と題する書面

- 6 福祉協会規約ひながた
- 7 武庫之荘北会館管理運営委員会会則
- 8 「武庫之荘北会館管理運営委員会」と題する書面等
- 9 平成23年度 武庫東自治会地区別役員名簿
- 10 武庫東自治会会則その他の規程
- 11 武庫東自治会平成19年度総会資料
- 12 武庫東自治会平成20年度総会資料
- 13 「関係施設」と題する書面
- 14 当座性取引履歴明細表
- 15 「関係施設」と題する書面
- 16 公文書部分公開決定通知書（上記1と同じ書面）
- 17 平成20年度事業内容報告書（活動基金）
- 18 平成21年度事業内容報告書（活動基金）
- 19 平成22年度事業内容報告書（活動基金）
- 20 平成22年度敬老祝賀会プログラム
- 21 出金伝票及び領収書
- 22 平成22年度敬老祝演会第2部プログラム
- 23 領収書
- 24 「平成22年度事業報告書」と題する書面
- 25 領収書
- 26 平成23年度事業内容報告書（活動基金）
- 27 領収書
- 28 平成19年度事業内容報告書（整備基金）
- 29 平成19年度事業収支決算書（活動基金）
- 30 「〔自治会専用の集会所の管理運営について〕」との記載がある書面
- 31 「武庫之荘北会館管理状況変遷」と題する書面

## 別記2

- 1 武庫第9連協 防災マップ（尼崎市社会福祉協議会武庫支部作成）
- 2 わがまち（武庫東自治会会報）
- 3 事業・補助金の執行と領収書の点検のまとめ（請求人作成）